

社会福祉法人さわら福社会 役員等の報酬等に関する規程

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人さわら福社会の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第 2 条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会等への出席報酬等)

第 3 条 理事及び監事が理事会に出席したときは、次により費用弁償を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第 4 条の報酬及び費用弁償はこれを支払わないものとする。

	報 酬 (日額)	費用弁償額 (日額)
理事会出席報酬等	無報酬	7,000 円

2 評議員が評議員会に出席したときは、次により報酬及び費用弁償を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第 4 条の報酬及び費用弁償はこれを支払わないものとする。

	報 酬 (日額)	費用弁償額 (日額)
評議員会出席報酬等	無報酬	7,000 円

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第 4 条 理事長が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表 1 により報酬及び費用弁償を支払うことができる。

2 常務理事が理事会及び評議員会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表 1 により報酬及び費用弁償を支払うことができる。ただし、常務理事が職員と兼務がない場合においてのみ支払うことができる。報酬の支給方法に関しては社会福祉法人さわら福社会職員給与規程に定める例による。

- 3 理事が、理事会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設運営のための業務にあたった場合、または評議員が、評議員会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設運営のための業務にあたった場合は、別表 1 により報酬及び費用弁償を支払うことができる。
- 4 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導監査への立会及び運営状況の指導又は監査の業務にあたった場合は、別表 1 により報酬及び費用弁償を支払うことができる。

(旅費)

第 5 条 役員及び評議員が法人等の用務のため旅行した場合には、旅費を支給する。旅費の額は、社会福祉法人さわら福社会旅費規程別表中の区分欄、法人役員を準用する。

(適用除外)

第 6 条 施設の職員であって法人役員を兼務する者については、この規程は適用しない。

(公表)

第 7 条 この規程をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項第 2 号に定める報酬等の支給の基準として公表するものである。

(改廃)

第 8 条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第 9 条 この規程に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(旧規程の廃止)

- 1 平成 10 年 4 月 1 日から施行の社会福祉法人さわら福社会 常務理事の俸給及び旅費額並びにその支給に関する規程は、これを廃止する。
- 2 平成 25 年 4 月 1 日から施行の社会福祉法人さわら福社会 役員費用弁償規程は、これを廃止する。

別表 1

名 称	報 酬	費用弁償額	備 考
理事長業務報酬等 (日額)	無報酬	7,000 円	
常務理事業務報酬等 (月額)	160,000 円	無支給	
理事及び評議員業務報酬等 (日額)	無報酬	7,000 円	
監事監査指導報酬等 (日額)	無報酬	7,000 円	